

長崎県知事 様

飲食店向け新しい生活様式対応支援補助金交付申請書

補助金の交付を受けたいので、次のとおり必要書類を添えて申請します。

1 申請者

事業者	法人番号	法人のみ		
	名称・商号	居酒屋 長崎		
	代表者職・氏名	代表 長崎 太郎		印
	所在地	〒850-8570 長崎市尾上町 3 - 1		
	業種	居酒屋		
	電話番号	095- -		
	従業員数		資本金	法人のみ
連絡先	職・担当者名	代表 長崎 太郎		
	電話番号	095- -		

法人：代表取締役印
個人事業主：私印

書類の不備等があった場合に、ご連絡する場合がございます。記入漏れがあると、確認の連絡ができませんので、ご注意ください。

2 交付申請額 (消費税及び地方消費税額を除いた金額)

補助対象経費 (A)	2 , 7 0 0 , 0 0 0 円
交付申請額 (B) 千円未満切捨て	2 , 0 0 0 , 0 0 0 円

百万の位～千の位までを記載

注 1 . (B) は「(A) の金額の 10 分の 9」と「200 万円」のいずれか低い金額を記入ください。ただし、(B) は 30 万円以上とします。

注 2 . (A) と (B) は様式第 2 号「 収支予算書 (2) 支出の部」の交付申請額と一致します。

3 改修工事をしようとする事業所（店舗）の概要

1 事業者で複数の施設を整備しようとする場合はすべて記載してください。

整備する 事業所 （店舗）	事業所（店舗）の 名称	居酒屋 長崎
	所在地	〒850-8570 長崎市尾上町3 - 1
	業務内容	・密閉空間を避けるために、換気扇を増設する ・換気量を増やすために窓を新設する...など
	事業期間	令和2年9月1日～令和2年11月20日
連絡先	職・担当者名	代表 長崎 太郎
	電話番号	095- -

整備する 事業所 （店舗）	事業所（店舗）の 名称	
	所在地	〒
	業務内容	
	事業期間	
連絡先	職・担当者名	
	電話番号	

整備する 事業所 （店舗）	事業所（店舗）の 名称	
	所在地	〒
	業務内容	
	事業期間	
連絡先	職・担当者名	
	電話番号	

4 口座振込先

金融機関名	〇〇銀行
店舗名	〇〇支店
預金種別	普通 当座
口座番号	1 2 3 4 5 6 7
口座名義 (カタカナ書き)	イザカヤ ナガサキ〇〇

通帳表紙の裏面に記載されているお名前と一致しているか確認をお願いします。

申請者の口座名義となっているものを記載してください。

5 添付書類

事業計画書（収支予算書を含む）（様式第2号）

県税に関し未納がないことを証明する証明書（各振興局税務部門発行の徴収猶予許可通知書の提出があった税目に関しては、徴収猶予許可通知書の提出）

法人税（個人事業主の場合は所得税）、消費税及び地方消費税に係る未納税額のないことを証明する納税証明書（各税務署発行の納税の猶予許可通知書の提出があった税目に関しては、猶予許可通知書の提出）

誓約書（様式第3号）

実施事業に係る見積書の写し（内訳がわかるもの）

営業許可証の写し

設計書・図面・カタログ等（原則として対象室内の必要換気量を満たすことがわかるもの）

施工前の状況がわかる写真等

申請者が法人の場合は、法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

申請者が個人事業主の場合は、本人確認書の写し

記入後の「新しい生活様式ガイドライン実施宣言」の写し

その他知事が必要と定める書類

本補助金の交付を受けて行った取組みについて、長崎県や商工団体等のホームページに公表させていただくことがありますか はい
(了承いただける場合のみ、チェックをお願いします。)

補助事業計画書

事業計画

企業名又は商号	居酒屋 長崎		
代表者氏名	代表 長崎 太郎		
所在地	〒850-8570 長崎市尾上町3-1		
担当者名	長崎 太郎		
TEL	095- -	FAX	095-x x-x x x
電子メール	@ .jp		

パソコンをお持ちの方は、PCアドレスを記載してください。

1. 現状の課題	<ul style="list-style-type: none"> 換気扇の数が少ないため、必要換気量を満たしていない 窓がないため、十分な換気ができない など 	
2. 事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 密閉空間を避けるために、換気扇を増設する 換気量を増やすために窓を新設する...など 	
3. 事業効果 該当にチェック	<input checked="" type="checkbox"/> 室内の必要換気量(一人当たり毎時30m ³)を満たすことができる。 <input type="checkbox"/> (満たさない場合)建築物に合致する最大の換気量を確保できる。	
4. 補助金申請予定経費(税抜)		
対象となる経費	金額	摘 要
換気扇取付け工事	2,000,000円	換気扇品名:
購入費(工事に伴う備品代のみ)	700,000円	
	円	
	円	
合 計	2,700,000円	

税抜金額の記入をお願いします。

摘要欄に品名や型番を記載してください。

注1. 「1. 現状の課題」、「2. 事業内容」は具体的に記入してください。

注2. 「4. 補助金申請予定経費」は、「 収支予算書」の「(2) 支出の部」と一致させてください。

注3. 「4. 補助金申請予定経費」の対象となる経費は、空調設備や換気設備は品名や型番まで記載してください。

注4. 補足説明があれば、適宜資料を添付してください。

収支予算書（金額は消費税及び地方消費税額を除いた金額を記載してください）

(1) 収入の部

経費区分	金額(円)	備考
補助金	2,000,000	(B) 飲食店向け新しい生活様式対応支援補助金
借入金		
自己資金	7000,000	
その他		
合計	2,700,000	(A)

本補助金名を記載
してください。

(2) 支出の部

対象となる経費	施工業者 (県内事業者限定)	金額
換気扇取付け工事(品名)	株式会社	2,000,000円
購入費	株式会社	700,000円
		円
		円
補助対象経費合計(A)		2,700,000円
交付申請額(B)(千円未満切捨て)		2,000,000円

注1. 「(2) 支出の部」の「対象となる経費」について、空調設備や換気設備は品名や型番まで記入してください。

注2. (B)は「(A)の金額の10分の9」と「200万円」のいずれか低い金額を記載してください。ただし、(B)は30万円以上とします。

百万の位から千の位までを記載

換気の状態について（実施する箇所が複数の場合はすべて記載してください）

室

室用途	・ 飲食スペース ・ 宴会場...など
床面積（㎡）	〇〇㎡
高さ（m）	〇〇メートル
現況利用人数（人/室）	〇人/室
導入後利用人数（人/室）	〇人/室
現状の換気方法	換気扇、窓を開ける、自然換気...など
現況換気量（m ³ /h）	〇〇m ³ /h
導入後換気量（m ³ /h）	〇〇m ³ /h
現況1人あたり 換気量（m ³ /h・人）	〇〇m ³ /h・人
導入後1人あたり 換気量（m ³ /h・人）	〇〇m ³ /h・人

室

用途	
床面積 (m ²)	
高さ (m)	
現況利用人数 (人/室)	
導入後利用人数 (人/室)	
現状の換気方法	
現況換気量 (m ³ /h)	
導入後換気量 (m ³ /h)	
現況 1 人あたり 換気量 (m ³ /h・人)	
導入後 1 人あたり 換気量 (m ³ /h・人)	

室

室用途	
床面積 (m ²)	
高さ (m)	
現況利用人数 (人/室)	
導入後利用人数 (人/室)	
現状の換気方法	
現況換気量 (m ³ /h)	
導入後換気量 (m ³ /h)	
現況 1 人あたり 換気量 (m ³ /h・人)	
導入後 1 人あたり 換気量 (m ³ /h・人)	

誓約書

飲食店向け新しい生活様式対応支援補助金交付申請を行うにあたり、次の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、長崎県警察本部に照会することについて承諾します。

チェック欄(誓約の場合、 にチェックを入れてください。)

- 申請要件を全て満たしています。
- 申請書類に記載された内容に虚偽が判明した場合は、補助金の返還に応じるとともに、加算金の支払いに応じます。
- 本事業において取得した財産の処分等について、飲食店向け新しい生活様式対応支援補助金実施要綱第16条に従うことを承諾します。
- 本事業で補助対象としている経費については、国その他の補助事業の対象にしていません。
- 長崎県から検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。
- 業種にかかる営業に必要な許可等をすべて有しています。
- 次のいずれにも該当していません。
 - (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)
 - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
 - (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者その他知事が認めるもの

長崎県知事 様

年 月 日

(申請者) 〒850-8570

住所 長崎市尾上町 3-1

名称 居酒屋 長崎

役職 代表

氏名 長崎 太郎

印

法人：代表取締役員

個人事業主：私印

(参考)

飲食店向け新しい生活様式対応支援補助金実施要綱(抜粋)

(財産の処分の制限)

第16条 補助事業者は、取得財産等のうち1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の財産について、次の各号に定める期間内に補助金の交付目的に反して使用し、他の者に貸し付け、若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、又は債務の担保に供しようとする(以下「取得財産等の処分」という。)ときは、規則第20条の規定に基づき、あらかじめ取得財産等の処分承認申請書(様式第22号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。この場合において、知事は、当該取得財産等が次の各号に定める期間を経過している場合を除き、補助事業者が取得財産等の処分をすることにより収入があるときは、その収入の全部又は一部を納付させることができる。

- (1) 減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。)に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間
- (2) 大蔵省令に定めのない財産については、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める件(昭和53年通商産業省告示第360号)に定められている耐用年数に相当する期間

(大蔵省令)

別表第一 機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表(抜粋)

種類	構造又は用途	細目	耐用年数
機器及び備品	1 家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品(他の項に掲げるものを除く。)	冷房用又は暖房用機器	6年
		その他のもの 主として金属製のもの その他のもの	15年 8年



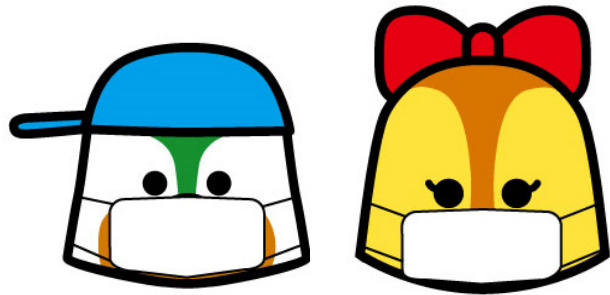
感染拡大の防止に向けて、
次の取組を進めています

手指の消毒設備の設置

施設の換気

施設の消毒

その他



(従業員のマスク着用 など)

【日 付】 令和 2年〇月〇日

【事業者名】 居酒屋 長崎〇〇